相続債権者並受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市本山町五三三番地、最後の住所熊本市上代九丁目二番二〇号

被相続人　亡　木野　正英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月二日

事務所　熊本市細工町五丁目二八番一号　伊藤ビル二階　あかつき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　龍太郎

無縁墳墓等改葬公告

霊山寺東光院霊園内の墳墓使用状況適正化のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

記

［掲載順序］

①墳墓等の名称　霊山寺東光院霊園

②墳墓等所在地　奈良県奈良市中町三八七九番地

③平成二十四年四月二日

④尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

一、墳墓等の名称　霊山寺東光院霊園

一、墳墓等所在地　奈良県奈良市中町三八七九番地

一、平成二十四年四月二日

一、改葬を行おうとする者　本籍及び氏名　奈良県奈良市中町三八七九番地　宗教法人霊山寺　東光院　住職　東山　光師

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一、村家　一三区一五一号浦西家

一区Ａ二六八号住田家、一区Ｂ一四八号粟一区六二三番号上田家、七区一四五号小西家、八一区二八七号林家、八一二区二一八号中井家、八一区一〇七号渡辺家、六区一四五号小西家、八